

令和8年8月27日からの大雨に伴う主な被災者支援一覧

被災した市民の皆さまに対する、県と市などの主な支援をまとめました。
詳しくは問合せ先にご連絡ください。

令和8年10月6日現在

項目			内容	り災証明書 の要否	問合せ先
被災者の生活 確保	総合相談	1 被災に関する困りごとの各種相談	市民課総合案内窓口（市役所1階）にて相談を受けて、担当課へ案内	不要	市民課 0766-74-8100
	建物の被災程度の証明	2 り災証明の発行手数料の免除	公的支援や保険に請求などの申請手続きに必要な建物の被災の程度を表す「り災証明書」の発行手数料を免除して無料	—	税務課 0766-74-8045
	見舞金	3 災害見舞金の支給	・住宅の全壊世帯に10万円 ・半壊世帯に5万円 ・床上浸水世帯等に5万円 ・一部損壊世帯に2万円	必要	福祉介護課 0766-74-8111
		4 知事見舞金の支給	・住宅の全壊世帯に10万円 ・半壊世帯に5万円 ・床上浸水世帯に5万円	必要	福祉介護課 0766-74-8111
		5 災害障害見舞金の支給	被災により心身に重度の障害を受けた方に支給 ・生計維持者 250万円 ・その他 125万円	必要	福祉介護課 0766-74-8111
		6 災害弔慰金の支給	災害関連死として認定された方のご遺族の方に対し災害弔慰金を支給 ・生計維持者500万円 ・その他の世帯員250万円	必要	福祉介護課 0766-74-8111
	生活支援	7 被災者生活再建支援金の支給	居住する住宅が著しい被害を受けた世帯に対し、生活再建を支援するため支援金を支給 住宅の全壊から一部損壊の程度に応じて被災世帯に300万円～5万円（単身世帯は3/4）	必要	市民課 0766-74-8010
		8 各種補助金などの申請書作成支援	各種補助金などの申請に当たり、申請書の作成が困難な高齢者世帯などを対象に、富山県行政書士会と連携して、無料で申請書を作成	不要	地域振興課 0766-74-8013
		9 生活必需品の給与・貸与	災害により準半壊以上の被害を受けた世帯に対し、生活上必要な衣服、寝具その他生活必需品を給与又は貸与	必要	福祉介護課 0766-74-8111

項目			内容	り災証明書の要否	問合せ先
被災者の生活確保	生活支援	10 学用品の給与	住家が全壊(焼)、半壊(焼)、流失又は床上浸水により喪失若しくは損傷し、学用品を使用することができなくなった児童生徒に対して、必要な学用品を給与	必要	学校教育課 0766-74-8213
		11 入浴支援 終了	床上浸水の被災者に対する入浴支援 ＊床上浸水のり災証明書又はり災証明申請書の写しを受付で提示して、割引料金で入浴可能 ※マイナポータルで申請された場合は、申請書の画面又は印刷した申請書と床上浸水がわかるもの(写真の画面等)を提示 割引後の料金 大人：300円(中学生以上) 小人：無料 入浴可能施設 ・総湯 平日 10:00～23:00 土・日・祝 7:00～23:00 ・磯波風 11:00 ～ 17:00 ・ひみのはな 10:00 ～ 16:30 (「ひみのはな」の15日(火)と24日(木)は正午からの入浴可) 期間：9月末まで	必要	商工観光課 0766-74-8106
		12 災害サポートレンタカー 変更	豪雨災害により被災された方を対象とした無償のレンタカー支援 (9月15日13時から受付開始) 貸出期間：(軽・普通)乗用車 最長1か月間 トラック・軽トラック 最長3日間 貸出場所：市民課 電話受付：水・日曜・祝日は休み 対応日時：月・火・木・金曜日 (10:00～16:00) ※貸出状況により日程調整が必要なため、必ずしも希望の日時に予約できるとは限りませんのでご注意ください。	必要	一般社団法人 日本カーシェアリング協会 050-5799-4740
		13 自動車の貸出し	豪雨による故障等で短期的に車両が必要な方への車両の無償貸与 貸出期間：2日間まで	必要	高岡三菱自動車販売 罹災支援窓口 0766-25-2828
	資金貸付	14 災害援護資金の貸付け	災害により被害を受けた世帯の世帯主に、生活の立て直しに必要な資金を貸付け ・全壊250万円 ・半壊170万円等	必要	福祉介護課 0766-74-8111

項目			内容	り災証明書の要否	問合せ先
被災者の生活確保	資金貸付	15 災害復旧資金の貸付け	災害により被害を受けた勤労者又はその家族に対し、住宅及び生活の復旧等に必要資金を貸し付け	詳細はお問合せください。	北陸労働金庫の各支店
	建物等の解体・撤去	16 損壊家屋等の解体・撤去	全壊した家屋等を公費により解体撤去	必要	環境保全課 0766-74-8065
		17 危険老朽空き家等解体の支援	空き家の解体撤去に対し、対象除却費用を助成（注：空き家に該当するもののみ。） ①危険老朽空き家 ・対象除却費用の2/3 上限50万円 ②老朽空き家（S56.5.31以前に建築） ・対象除却費用の2/3 上限30万円	不要	未来戦略課 0766-74-8190
		18 災害ごみや土砂・流木等撤去等支援（自治会）	地域ぐるみで実施する河川等の溢水による災害ごみや土砂・流木等の撤去及び浸水した住宅等の衛生環境を保つための消毒作業に要する経費に対する補助 対象者：自治会 補助率：10／10 限度額：300万円	不要	地域振興課 0766-74-8013
		19 自治会で回収した災害ごみの臨時収集	地域ぐるみで実施する災害ごみの回収に伴う臨時収集 収集日：月曜から金曜（土・日・祝日を除く） ※収集希望日の2日前までに環境保全課に申出が必要	不要	環境保全課 0766-74-8065
		20 災害ごみの仮置場の設置	災害ごみの仮置場をふれあいの森第2駐車場に設置 ※り災・被災証明申請書の写し又はマイナポータルで申請の場合は申請画面の提示でも可 ※災害ごみ以外のごみの持込みは不可 受入期限：10月31日（土） ※公費解体に伴う廃棄物受入れ体制構築のため ※災害ボランティアセンターからの受入れは継続します。 受入時間 9:00～11:00、13:00～15:00 つぎの日は受け入れていません。 閉鎖日 9月28日（月）、9月30日（水） 10月5日（月）、10月7日（水） 10月13日（火）、10月14日（水） 10月19日（月）、10月21日（水） 10月26日（月）、10月28日（水）	必要	環境保全課 0766-74-8065

項目			内容	り災証明書 の要否	問合せ先
被災者の生活確保	建物等の解体・撤去	21 災害ごみの処理手数料無料	高岡広域エコクリーンセンター及び不燃物処理センターで受入可能な災害ごみについて処理手数料を減免して無料 ※り災証明申請書の写し又はマイナポータルで申請の場合は申請画面の提示でも可	必要	環境保全課 0766-74-8065
		22 宅地土砂等の集積場の設置	宅地土砂等の集積場を氷見運動公園（旧陸上競技場跡）に開設 受入期間：9/10(木)～11/30(月) 受入時間： 午前9時～11時、午後1時～4時	不要	都市計画課 0766-74-8076
		23 敷地の堆積土砂等撤去にかかる支援	敷地に土砂等が堆積した所有者等が業者に支払う費用のうち、敷地から土砂等を撤去し、適正に処分するための費用（土砂等の処分費及び重機運搬費等を含む。）を補助 補助率：10/10（別途、補助対象経費の上限単価設定あり） ※注意事項※ ●自ら業者に依頼し土砂を撤去した後に申請となるため、下記の点に注意してください。 ①被害状況（土砂堆積範囲、高さなど）がわかる写真を必ず撮ること。 ②作業前・作業中・作業後の写真を必ず撮ること。 ③依頼業者から見積書、領収書（内訳書）を取得すること。	不要	ふるさと整備課 0766-74-8091/ 30-7071
	家屋の感染症対策	24 浸水した家屋の消毒	家屋が浸水した方に、清掃用消毒薬、マスク、作業用手袋、古タオルを配布 場所：健康・医療対策課 （いきいき元気館） 福祉介護課（市役所）	不要	健康・医療対策課 0766-74-8062
	住宅の確保	25 住宅の応急修理（部分修理） （R9.8.26完了分まで） 変更	全壊、半壊、準半壊の被害を受け、屋根や窓、トイレ、浴槽など生活に不可欠な部分の応急修理を市が業者と契約して実施 ・全壊・半壊 限度額757,000円 ・準半壊 限度額367,000円	必要	都市計画課 0766-74-8078
		26 宅地等の復旧工事	被災した住宅がある宅地等の復旧工事費を補助 対象工事：法面の復旧、擁壁の復旧、地盤の復旧 補助額：（復旧工事費－50万円）× 2/3 限度額：766万6千円	必要	都市計画課 0766-74-8090

項目		内容	り災証明書 書の要否	問合せ先
被災者の生活 確保	住宅の確保	27 宅地の堆積土砂撤去等 支援（個人） 宅地に土砂等が堆積した所有者等が業者に支払う費用のうち、宅地から土砂等を撤去し、適正に処分するための費用（土砂等の処分費及び重機運搬費等を含む。）を補助 補助率：10/10（別途、補助対象経費の上限単価設定あり） ※注意事項※ ●自ら業者に依頼し土砂を撤去した後に申請となるため、下記の点に注意してください。 ①被害状況（土砂堆積範囲、高さなど）がわかる写真を必ず撮ること。 ②作業前・作業中・作業後の写真を必ず撮ること。 ③依頼業者から見積書、領収書（内訳書）を取得すること。	必要	都市計画課 0766-74-8090
		28 浄化槽の修理等の支援 大雨により被害を受けた住宅に設置されている合併処理浄化槽本体の修理費用、入替費用を補助 受付期間：9/7（月）～12/25（金） 受付場所：氷見市環境浄化センター（氷見市湖光226-1）	不要	上下水道課 0766-74-8207
		29 賃貸型応急住宅の提供 住宅が全壊、半壊した方のうち、入居の条件を満たす方に民間賃貸住宅を借り上げて提供。家賃、敷金や共益費は免除。 光熱水費は自己負担。 提供期間：入居日から2年間 ※応急修理制度を併用する場合は、応急修理申込日から6か月以内、かつ応急修理が完了した時には速やかに退去	必要	都市計画課 0766-74-8079
		30 市営住宅の一時提供 申込終了 住宅が全壊、半壊した方のうち、入居の条件を満たす方に市営住宅を一時提供。 光熱水費は自己負担。 提供期間：入居日から6か月 ※2年間まで延長可能 ※応急修理制度を併用する場合は、応急修理申込日から6か月以内、かつ応急修理が完了した時には速やかに退去 <u>申込締切10/5（月）</u> <u>10/7（水）抽選により入居者を決定</u> 提供住戸 園市営住宅 2DK1戸 3DK1戸 うみどりーむ栄 3DK3戸 計5戸	必要	都市計画課 0766-74-8079
		31 県営住宅の一時提供 大雨被害により住宅に引き続き住むことができず、住宅に困窮している方に県営住宅を一時提供	詳細はお問合せください。	県建築住宅課 076-444-3358

項目			内容	り災証明書の要否	問合せ先
被災者の生活確保	住宅の確保	32 住宅の取得支援	半壊以上又は市から応急住宅の提供を受けた方で、令和8年8月27日から令和11年3月31日までの間に自らが居住する目的で住宅を取得した方 補助率：新築の場合は、1／10以内 中古の場合は、1／2以内 限度額：50万円【居住誘導区域内での取得は10万円、取得住宅で新たに三世帯同居をする場合は30万円（三世帯近居の場合は10万円）をそれぞれ加算】	必要	未来戦略課 0766-74-8190
		33 住宅のリフォーム支援	半壊以上又は市から応急住宅の提供を受けた方で、令和8年8月27日から令和11年3月31日までの間に自らが居住する目的で空き家を取得し、その住宅のリフォーム工事をした方（リフォーム完了後1年以内に居住すること。） 補助率：リフォーム工事に要した経費の1／2以内 限度額：100万円	必要	未来戦略課 0766-74-8190
	地域インフラ復旧支援	34 地域コミュニティセンター復旧支援（拡充）	被災した地域コミュニティセンターの復旧経費に対する補助 補助率：10／10 限度額：300万円	不要	地域振興課 0766-74-8013
		35 地域生活基盤復旧整備等支援	国等の災害復旧事業や単独災害復旧事業の対象外となる道路や水路等を地域で復旧する経費に対する補助 補助率：10／10 限度額：300万円	不要	地域振興課 0766-74-8013
中小企業者等への支援	事業者相談窓口	36 事業者向けの災害に関する相談窓口	氷見商工会議所（氷見市南大町10番1号）にて、事業者を対象とした相談を受け付け	不要	氷見商工会議所 0766-74-1200
	被災届出証明書（事業者用）	37 被災届出証明書（事業者用）の発行	事業に供する事務所や店舗、倉庫、車両、機械設備、農機具等に受けた被害について、被災者から市に届出されたことについて証明	不要	商工観光課 0766-74-8105

項目			内容	り災証明書 書の要否	問合せ先
中小企業者等への支援	災害対応資金	38 運転資金・設備資金を融資	自然災害で被災した中小企業者の方を対象とした融資制度 ①資金使途：運転資金・設備資金（事業の再建・復旧に必要な経費） ②融資限度額：1億円 ③融資期間：10年以内（うち据置期間5年以内） ④融資利率：年1.55%以内 ⑤融資申込先： 運転資金の場合 取扱金融機関 設備資金の場合 取扱機関経由のうえ県経営支援課	必要 （被災届出証明書でも可）	県地域産業振興室経営支援課 076-444-4402
		39 県融資制度「災害対応資金」に係る保証料の支援	令和8年8月27日以降に借入した県融資制度「災害対応資金」に係る保証料を全額補助	必要 （被災届出証明書でも可）	商工観光課 0766-74-8105
	事業者への支援	40 災害により発生した産業廃棄物の処分等の支援	災害により発生した産業廃棄物の処分等の一部を補助 対象：市内事業者 補助率：1/2 限度額：100万円	必要 （被災届出証明書でも可）	商工観光課 0766-74-8105
		41 被災事業者の再建に向けた支援	災害により被害を受けた中小企業者又は小規模事業者の再建に要する経費の一部を補助 対象：県の「被災事業者事業継続支援補助金」の交付を受けた、市内に事業所を有する中小企業者又は小規模事業者 補助率：1/8 限度額：中小企業者 375万円 小規模事業者 281万円	必要 （被災届出証明書でも可）	商工観光課 0766-74-8105
福祉事業者等への支援	福祉事業者への支援	42 被災介護施設等サービス継続支援	・災害対応備品等購入に対して、補助補助額：定員1人あたり6千円 ×利用定員（施設の場合） 施設以外については、利用者数等に応じて20万～40万円の定額 ・床上浸水被害を受けた事業所における清掃費に対して補助 補助率：10/10 対象経費：30万円未満	必要 （被災届出証明書でも可）	福祉介護課 0766-74-8066
農林水産事業者への支援	被害施設の応急措置	43 ブルーシート等の配布	被害を受けた農林道やため池などの保護に必要なブルーシートや土嚢袋を地域で作業される場合に配布 ※申請及び受領は、各地区の代表または区長 ※無くなり次第終了	不要	ふるさと整備課 0766-30-7011

項目		内容	り災証明書 書の要否	問合せ先
農林水 産事業 者への 支援	農業者へ の支援	44 災害により発生した産業廃棄物の処分等の支援 災害により発生した産業廃棄物の運搬費及び処分費の一部を補助 対象：市内の農業者 補助率：1/2 限度額：100万円	必要 (被災届出証明書でも可)	農林水産課 0766-74-8086
		45 被災した水稻のほ場における作付け支援 被災した水稻の農地の刈取不能となった水田や冠水した水田への補助 ①被災して刈取不能となった水稻のほ場の作付け対策に対する補助 1aあたり2,000円 ②冠水した水稻のほ場の作付け対策に対する補助 1aあたり750円	—	農林水産課 0766-74-8086
		46 果樹・野菜等の被害に対する対策支援 被災した果樹・野菜等の生産者に対する追加防除や伐倒折損した支柱等の経費に対する補助 ①果樹の被害に対する対策支援 追加防除費 1aあたり600円 支柱 1本あたり3,000円 ②野菜や花きの被害に対する対策支援 追加防除費等 1aあたり1,200円	—	農林水産課 0766-74-8086
		47 被災農業者施設等支援 農業者の被災した施設・機械等の再建の経費に対する補助 補助率：6分の5 (国3/10、県11/30、市1/6) (国の支援の内容の決定により変動する場合あり)	被害確認 資料提出	農林水産課 0766-74-8086
		48 農業経営安定資金に対する利子補給 被災して事業継続に支障をきたす農業者が借り入れた農業経営安定資金（大雨災害特別枠）に対して県や農協、市の利子補給により無利子となるもの。 貸付限度額：10,000千円 (特認25,000千円) 償還期間：7年以内(うち据置2年以内)	必要 (被災届出証明書でも可)	借入に関する 問合せは農業 協同組合 農林水産課 0766-74-8086
		49 市単土地改良事業 地元で緊急に実施する小規模な農業用施設（道路や水路）の復旧に対する補助 補助率：地元が施工する工事費の40% 限度額：40万円	不要	ふるさと整備 課 0766-30-7011
	林業者への支援	50 災害により発生した産業廃棄物の処分等の支援 災害により発生した産業廃棄物の運搬費及び処分費の一部を補助 対象：市内の林業者 補助率：1/2 限度額：100万円	必要 (被災届出証明書でも可)	農林水産課 0766-74-8097
	漁業者への支援	51 災害により発生した産業廃棄物の処分等の支援 災害により発生した産業廃棄物の運搬費及び処分費の一部を補助 対象：市内の漁業者 補助率：1/2 限度額：100万円	必要 (被災届出証明書でも可)	農林水産課 0766-74-8101

項目			内容	り災証明書の要否	問合せ先
災害ボランティア	災害ボランティア・支えあいセンター開設	52 災害ボランティアによる家屋の片づけなどの困りごとの支援	泥の片づけや屋内の清掃など、災害ボランティアによる手助けや生活を送るうえで不安なこと等ご相談ください。 受付時間：１０：００～１６：００ （土日・祝日を含む）	不要	氷見市災害ボランティア・支えあいセンター
		53 送風機の貸出し【協力】NPO法人Vネット JAPAN PLATFORM	浸水被害を受けた方へ送風機の貸出を実施（９月３日～） 貸出場所：中央町12-21 （氷見市いきいき元気館内） 受付時間：１０：００～１６：００ （土日・祝日を含む） 貸出期間 貸出日から１４日間 貸出台数 １世帯４台まで	不要	相談専用ダイヤル ①090-5687-2202 ②090-5687-2203
上下水道料金の減免		54 上下水道料金の減免	床上・床下浸水等により、住宅や公民館の清掃等に水道水を使用したため、通常の使用水量より多くなった水量に対し、３か月間（８～１０月使用分）水道料金・下水道使用料の一部を減免	必要（公民館は不要）	上下水道課 0766-74-8206
市税等の減免など		55 固定資産税の減免	家屋等が大雨等の被害を受けた方へ被災住家分の固定資産税の減免 全壊：１０／１０ 大規模半壊：６／１０ 中規模・半壊：４／１０ 準半壊：２／１０	必要	税務課 0766-74-8045
		56 市民税（個人）の減免	住宅等に受けた損害金額（保険金、損害賠償等で補填される金額を除く。）がその住宅等の価格の１０分の３以上である場合に減免（所得条件あり） 全壊：１０／１０ 大・中規模半壊：１／２	必要	税務課 0766-74-8043
		57 国民健康保険税の減免	住宅等に受けた損害金額（保険金、損害賠償等で補填される金額を除く。）がその住宅等の価格の１０分の３以上である場合に減免（所得条件あり） 全壊：１０／１０ 大・中規模半壊：１／２	必要	税務課 0766-74-8043
		58 納税（徴収）猶予	災害により納付が困難な状況にある場合の納税（徴収）猶予	必要	税務課 0766-74-8041

項目		内容	り災証明書 の要否	問合せ先
市税等の減免 など	59 介護保険料の減免・納付（徴収）猶予	大雨により所有する住宅が著しい損害を受け、納付が困難な第1号被保険者（65歳以上）の介護保険料を免除または納付（徴収）を猶予 全壊・床上浸水：100／100 半壊：70／100	必要	福祉介護課 0766-74-8066
	60 介護保険利用者負担額の減免	大雨により住宅等が全半壊するなどの被害を受けた場合、介護サービス費等の利用者負担額を減免 全壊・床上浸水：100／100 半壊：97／100	必要	福祉介護課 0766-74-8066
	61 障害福祉サービス等の利用者負担額の免除	災害により被災した障害者等に係る障害福祉サービス等の利用者負担額を減免	必要	福祉介護課 0766-74-8113
	62 保育料の減免	住宅が著しい損害（世帯の総所得の40%以上の額）を受けた世帯の0歳児の保育料の減免	必要	子育て支援課 0766-74-8116
	63 国民健康保険一部負担金の減免・徴収猶予	災害により資産に重大な損害を受けるなど生活が著しく困難となった場合に一部負担金を減免又は徴収猶予（収入、預貯金等の条件あり）	必要	市民課 0766-74-8061
	64 後期高齢者医療保険料の減免・徴収猶予	災害により資産に重大な損害（保険、損害賠償等で補てんされる金額を除く。）を受けるなど生活が著しく困難となった場合に保険料を減免又は徴収猶予（所得条件あり）	必要	市民課 0766-74-8061
	65 後期高齢者医療保険一部負担金の減免・徴収猶予	災害により資産に重大な損害を受けるなど生活が著しく困難となった場合に一部負担金を減免又は徴収猶予（収入条件あり）	必要	市民課 0766-74-8061
	66 国民年金保険料の納付免除	住宅、家財、その他財産について被害金額（保険、損害賠償等で補てんされる金額を除く。）が概ね2分の1以上の損害を受けた場合に国民年金保険料の納付免除（所得条件あり）	必要	市民課 0766-74-8054

最新情報は市の公式ホームページをご確認ください。

氷見市公式LINEでは、災害などに関する緊急情報や暮らしに役立つ情報などを発信しています。是非友だち追加をお願いいたします。

ID「@himicity」で検索

